



平成 27 年 8 月 11 日

各 位

会 社 名	株式会社キョウデン		
代表者の 役職氏名	代表取締役社長	山口 鐘畿	
	(コード番号：6881 東証第2部)		
連絡者の 役職氏名	執行役員管理本部長	矢澤 昭人	
電話番号	045 (929) 0501		

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 11 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の要領

(1) 処分期日	平成 27 年 8 月 31 日
(2) 処分株式数	1,000,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 205 円
(4) 資金調達の内額	205,000,000 円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分予定先	株式会社クラフト
(7) その他	該当事項はありません。

2. 処分の目的および理由

当社グループは、電子事業を核として、TSP（トータル・ソリューション・プロバイダー：回路開発・設計から基板製造、実装組立事業までの一貫支援体制）を事業として展開しており、事業領域の拡大を今後の経営戦略の主要な柱としております。

そして、当該経営戦略の具体的な施策として、当社は、平成 27 年 5 月 7 日、当社が有しないプレス・成形・加工等に強みを持つ株式会社テックプレジジョン（東芝テック株式会社の 100%子会社、以下「TPI」といいます。）との間で、TPI のプレス、成形、板金、ユニット組立、基板実装組立等の部品事業等の一部を当社において運営するべく、TPI が新設分割により新設予定の同事業を運営する会社の子会社を TPI より取得し、子会社化することを取締役会決議により決定し、当該決議に基づき、同年 7 月 1 日付で、TPI は、新設分割により当該事業を承継する新会社「株式会社キョウデンプレジジョン」（以下「キョウデンプレジジョン」といいます。）を設立し、当社が TPI より、キョウデンプレジジョンの全株式を譲り受けました（以下、上記新設分割及び株式取得を含め、「本株式取得等」といいます。）。なお、本株式取得等の詳細については、平成 27 年 5 月 7 日付「株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」にて開示しております。

本株式取得等に係る契約については、当初、当社と東芝テック株式会社及び TPI は、平成 27 年 3 月末に締結することを目指しておりましたが、両社における本株式取得等の検討・交渉が長期化したため、当該契約の締結が同年 5 月 7 日までずれ込んだ結果、キョウデンプレジジョンにおける本年度の支払条件、回収条件等の資金繰りに関する諸条件について確定が遅れました。これにより、当社は、キョウデンプレジジョンを子会社化した後の同社の運転資金の見通しを、当社における今期の期初の資金計画に盛り込むことができず、当該運転資金分について新たに資金調達を行う必要性が生じました。

当社は、財務の健全性を維持し、経済・経営環境の変化に対応できる安定した経営基盤を築くことこそが、企業価値向上のための重要な課題であると認識しており、かかる観点から、上記の資金調達の手段を慎重に検討いたしました。まず、当社は本年度、キョウデンプレジジョン、ジャンテック株式会社及びツルガスパンクリート株式会社（仮称）の3社を新たに子会社化しており、当該3社に対して新規設備投資を行い、当社グループとして発展的な事業展開を行っていくことを予定していることから、現在当社が保有している資金は極力保全しておきたいと考えております。次に、金融機関等からの借入による資金調達については、当社は既に事業運営に必要な資金の多くを銀行借入等により調達しており、上記の資金調達のためさらに借入を行い、有利子負債を増加させることは、当社の財務の健全性を損なうこととなるため、適切ではないと判断しました。さらに、公募増資については、第三者割当に比して資金調達に時間を要する一方、必要な額の資金調達は必ずしも担保されておらず、さらに調達資金の額からすれば公募増資に要する費用の負担が大きいと判断いたしました。

一方で、当社は、本日現在、発行済株式数 52,279,051 株の 6.87%にあたる 3,592,570 株を自己株式として保有しております。当社は、これまで機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってきましたが、上記の経緯から、資金調達方法を検討したところ、財務の健全性を維持しつつ資金を調達するためには、第三者割当による自己株式処分を行うことが適切であると判断しました。

そして、上述のとおり、キョウデンプレジジョンにおける迅速かつ確実な運転資金の確保を実現する上では、第三者割当以外の手段は適切ではなく、処分予定先としても現時点において十分な資金力を確保することができるのは、現在の筆頭株主であり、当社最高顧問である橋本浩氏がその発行済株式の全てを保有する株式会社クラフトであると判断して、処分予定先とすることが適切であると判断しました。

上記の検討を踏まえた結果、上記資金調達の方法として、保有する自己株式を有効活用し、株式会社クラフトを処分予定先とする第三者割当による自己株式処分を行うことが最も適切であるとの判断に至り、本日開催の取締役会において株式会社クラフトを処分予定先とした第三者割当による自己株式処分を行うことを決定いたしました。

3. 調達する資金の額、使途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	205,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	3,000,000 円
③ 差引手取概算額	202,000,000 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額につきましては、当社が平成 27 年 7 月 1 日付で全株式を取得いたしました新規子会社であるキョウデンプレジジョンの運営を維持するための年度内（特に本年内）の人件費、仕入れ資金等の運転資金として充当する予定であります。

なお、調達した資金については、平成 27 年 9 月頃に当社からキョウデンプレジジョンに対して貸し付けることを予定しており、貸付時期までの資金管理については、当社の銀行口座にて管理いたします。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
キョウデンプレジジョンに係る運転資金	202,000,000 円	平成 27 年 9 月

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の自己株式の処分により調達した資金使途につきましては、キョウデンプレジジョンの運転資金に充当することを予定しており、新たに当社グループの一員となったキョウデンプレジジョンの事業を円滑に継続し、当社グループの事業拡大を図ることで、当社グループ全体の企業価値が向上し、既存株主の皆さまの利益拡大に繋がるものと考えており、資金使途には合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠

処分価額は恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 27 年 8 月 10 日）の東京証券取引所における当社株式の終値である 205 円としました。

本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 27 年 8 月 10 日）の東京証券取引所における当社株式の終値を採用したのは、当該終値が株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであることから、少数株主にとって経済的に不利益とならないものであり、算定根拠として合理的なものであると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当社株式の当該取締役会決議の直前営業日から遡る直近 1 ヶ月間（平成 27 年 7 月 11 日から平成 27 年 8 月 10 日）における終値平均である 201 円（円未満切り捨て）に対しては 2.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム、同直近 3 ヶ月間（平成 27 年 5 月 11 日から平成 27 年 8 月 10 日）における終値平均である 201 円（円未満切り捨て）に対しては 2.0%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム、同直近 6 ヶ月間（平成 27 年 2 月 11 日から平成 27 年 8 月 10 日）における終値平均である 205 円（円未満切り捨て）に対しては同額となります。以上を踏まえ、当社は、本自己株式処分は有利発行に該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員（監査役 3 名中 3 名出席。うち、2 名は社外監査役）は、その決定過程に重要な誤りや不合理な点がないことを総合的に検討し、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることからすると、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず、適法かつ合理的なものである旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分による処分株式数は 1,000,000 株（議決権 10,000 個）であり、当社の発行済株式数 52,279,051 株に占める割合は 1.91%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 27 年 3 月 31 日時点の総議決権数（486,821 個）に対して 2.05%（小数点以下第三位を四捨五入）となり、一定の希薄化をもたらしますが、株式の希薄化および流通市場への影響は軽微であると考えております。

他方で、本自己株式処分は、上記「2. 処分の目的および理由」に記載のとおり、当社の財務の健全性を維持しつつ、新たに子会社となったキョウデンプレジジョンの事業を円滑に継続し、事業拡大を図ることを目的としております。そして、当該目的を実現することで、当社グループ全体の企業価値の向上に資するものと考えております。

以上を踏まえれば、一定の株式の希薄化が生じるものの、上記目的が中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上に資する点を考慮すれば、本自己株式処分は株式の希薄化を上回るメリットを有するものといえます。従いまして、本自己株式処分に係る処分数量および株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

6. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

① 名称	株式会社クラフト
② 所在地	東京都港区赤坂二丁目 17 番 12-1102 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 橋本 浩
④ 事業内容	有価証券の保有及び管理
⑤ 資本金	10 百万円
⑥ 設立年月日	平成 25 年 12 月 2 日
⑦ 発行済株式数	1,360 株
⑧ 決算期	8 月
⑨ 従業員数	0 名 (平成 27 年 7 月 31 日現在)
⑩ 主要取引先	—
⑪ 主要取引銀行	—
⑫ 大株主および持株比率	橋本浩 100%
⑬ 当事会社間の関係	
資本関係	当社株式 15,325,000 株 (持株比率 29.31%) を保有しております。
人的関係	代表取締役 橋本 浩氏は当社の最高顧問であります。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	当社の支配株主等であります。
⑭ 最近 3 年間の経営成績および財政状況 (注 1)	
決算期	平成 26 年 8 月期
純資産	192,535 千円
総資産	192,655 千円
1 株当たり純資産	141,570.58 円
経常収益	45,976 千円
経常利益	38,795 千円
当期純利益	38,795 千円
1 株当たり当期純利益	28,438.14 円
1 株当たり配当金	—

(注1) 株式会社クラフトは平成 25 年 12 月に設立しており、決算期は平成 26 年 8 月期の 1 期しか経過しておりません。

(注2) 処分予定先である株式会社クラフトは、当社最高顧問であり第 2 位の株主でもある橋本浩氏の資産運用会社であります。当社において、株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区虎ノ門三丁目 7 番 12 号 代表取締役 古野啓介）に調査を依頼し、処分予定先及び処分予定先の役員又は株主が反社会的勢力と関係を有している事実が確認されなかった旨の調査報告書を受領しております。さらに、当社は、処分予定先が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 処分予定先の選定理由等

当社は、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、上記「2. 処分の目的および理由」に記載のとおり、今般資金調達において、財務の健全性を維持しつつ資金を調達するためには第三者割当による自己株式処分を行うことが適切であると判断しました。

また、当社は、キョウデンプレジジョンにおける迅速かつ確実な運転資金の確保を実現する上で、株式会社クラフトは現時点において十分な資金力を確保することができると判断したことから、処分予定先として決定しました。

(3) 処分予定先の保有方針

処分予定先は、当社の創業者であり、最高顧問である橋本浩氏がその発行済株式に係る議決権の全部を所有する会社であり、現在も安定株主として当社株式のうち 29.31%（平成 27 年 3 月 31 日現在）を保有しております。今後につきましても、当社は、処分予定先より、これまでと同様に長期的に継続して当社株式を保有していく意向を口頭により確認しております。

なお、当社は処分予定先である株式会社クラフトから、同社が処分株式について払込期日より 2

年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名又は名称、住所及び譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を取得する予定です。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社が処分予定先に対して資金又は財産の保有状況等についてヒアリングを行った結果、処分予定先は本自己株式処分に対する払込みに要する資金を自己資金及び処分予定先の唯一の株主である橋本浩氏からの借入金により確保するとのことであります（なお、処分予定先は当社最高顧問の橋本浩氏の資産運用会社であり、同氏が代表取締役社長を務めております。）。当社は、処分予定先の自己資金を確認する趣旨で処分予定先の預金通帳の写しを受領し、自己資金の確保に問題がないことを確認しました。また、当社は、上記借入金の確保状況を確認する趣旨で、橋本浩氏から処分予定先に対する貸付に係る処分予定先の借入申込書、当該貸付に係る橋本浩氏の貸付承諾書（契約締結日は平成 27 年 7 月 28 日、貸付金額は 200,000,000 円、貸付実行日は 8 月 28 日、金利は年 0.0%、第 1 回返済期限は平成 28 年 6 月 30 日とし、以後毎年 6 月 30 日（平成 28 年以降 4 年間）とする。）の写し及び橋本浩氏の預金通帳の写しを受領しており、上記貸付が実行され、処分予定先において引受に係る払込を行うことが十分に可能であると判断いたしました。

なお、橋本浩氏より、当該貸付を実行するための重要な前提条件等がないこと、また契約締結日より貸付実行日まで 1 ヶ月の日が空いているのは、資金管理の観点から貸付の実行については払込期日の直前営業日である平成 27 年 8 月 28 日にしたとのことを確認しております。

以上を踏まえ、本自己株式処分に対する払込みに要する資金又は財産の存在は確実であり、払込みに要する資金等の状況については問題ないと考えております。

7. 処分後の大株主および持株比率

処分前（平成 27 年 3 月 31 日現在）		処分後	
株式会社クラフト	29.31%	株式会社クラフト	31.22%
橋本 浩	27.95%	橋本 浩	27.95%
日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.74%	日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2.74%
株式会社商工組合中央金庫	1.73%	株式会社商工組合中央金庫	1.73%
星川 輝	1.24%	星川 輝	1.24%
キョウデン従業員持株会	0.70%	キョウデン従業員持株会	0.70%
日本証券金融株式会社	0.69%	日本証券金融株式会社	0.69%
松井証券株式会社	0.64%	松井証券株式会社	0.64%
株式会社三井住友銀行	0.63%	株式会社三井住友銀行	0.63%
橋本 修	0.62%	橋本 修	0.62%

(注1) 平成 27 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準に記載しております。

(注2) 上記表には当社保有の自己株式を含めておりません。当社が保有している自己株式 3,592,570 株（平成 27 年 3 月 31 日現在）は割当後 2,592,570 株となります。

(注3) 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式の割合を記載しております。

(注4) 持株比率は、小数点以下第 3 位を切り捨てて記載しております。

8. 今後の見通し

今回の自己株式の処分による当社の平成 28 年 3 月期連結業績に与える影響につきましては軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認は要しません。

10. 支配株主との取引等に関する事項

本第三者割当の処分予定先は、当社の支配株主がその発行済株式に係る議決権の全部を所有する会社であることから、本件は支配株主との取引等に該当いたします。当社は、平成 27 年 6 月 30 日付で提出したコーポレートガバナンス報告書において、「当社と支配株主との取引につきましては、会社法の定めに従い取締役会においてその取引内容および条件等の妥当性を十分に審議し決定することとしております。」と報告しております。

そして、当社は、上記のコーポレートガバナンス報告書の記載内容に従い、当社と支配株主に該当する処分予定先との取引につきましては、会社法の定めに従い取締役会においてその取引内容および条件等の妥当性を十分に審議し決定した上で、処分予定先に対する本第三者割当について決議を行いました。

なお、処分予定先である株式会社クラフトと利害関係を有する取締役及び監査役は当社には存在しておらず、従って本件を決定する取締役会決議への参加もありません。

また、平成 27 年 8 月 11 日、当社と利害関係のない弁護士である福崎真也氏からの意見を入手しております。その意見書において同氏は、本件株式の処分による持株比率の増減は 1.91%と極めて少なく、資金調達必要性・合理性、決定プロセス及び対価の公正性、当社グループの企業価値の向上等の観点から、少数株主にとって不利益なものでない旨を表明しております。

11. 最近 3 年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期
連結売上高	38,330 百万円	41,258 百万円	45,375 百万円
連結営業利益	902 百万円	1,299 百万円	1,414 百万円
連結経常利益	807 百万円	980 百万円	1,050 百万円
連結当期純利益	15 百万円	438 百万円	227 百万円
1 株当たり連結当期純利益	0.32 円	9.00 円	4.68 円
1 株当たり配当金	3.0 円	3.0 円	3.0 円
1 株当たり連結純資産	210.14 円	221.61 円	223.97 円

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成 27 年 8 月 11 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	52,279,051 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始値	163円	134円	173円
高値	164円	323円	236円
安値	110円	114円	158円
終値	136円	173円	206円

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	211円	213円	205円	207円	204円	192円
高値	222円	218円	216円	222円	207円	212円
安値	201円	203円	205円	201円	188円	178円
終値	213円	206円	208円	204円	191円	207円

③ 処分決議日前日における株価

	平成27年8月10日
始値	205円
高値	209円
安値	204円
終値	205円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

12. 処分要項

- (1) 処分株式数 1,000,000株
- (2) 処分価額 1株につき205円
- (3) 処分価額の総額 205,000,000円
- (4) 処分方法 第三者割当による処分
- (5) 払込期日 平成27年8月31日
- (6) 処分子定先 株式会社クラフト
- (7) 処分後の自己株式数 2,592,570株

以上